第11回滋賀県自治創造会議 次第

日時:平成24年(2012年)2月14日(火) 14時~

場所:湖南広域消防局北消防署(守山市コミュニティ防災センター)

1 開 会

2 懇 談

テーマ1「滋賀県流域治水基本方針の策定について」

テーマ2「県と市町の協議のあり方について」

テーマ3「再生可能エネルギー政策の推進について」

3 閉 会

次回会議の開催予定日:平成24年4月10日(火)14時~

第11回滋賀県自治創造会議のテーマ(アンケート結果)

	団体名		第1優先	第2優先	第3優先	
大	津	市	9	8		
彦	根	市				
長	浜	市	2	8	1	
近	江 八 幡		1	2		
草	津	市				
守	Щ	市	2	3	9	
栗	東	市	4	1	2	▎
甲	賀	市	2	3	4	
野	洲	市	2	9	5	
湖	南	市	1	2	6	0
高	島	市	1	2	5	整
東	近 江	市	7	2	6	世 番 号
米	原	市	8	9	2	
日	野	囲丁	2	3	7	
竜	王	町	2	3		
愛	荘	囲丁	3	7	8	
豊	郷	囲丁	6	9		
甲	良	囲丁				
多	賀	町	2	3	8	
滋	賀	県	2	9	3	J

テーマ	テーマ毎の回答数			回答数の順位 第1優先 第2優先 第3優先		
				カー 変元	かく後ル	かり後ル
県と市町の協議のあり方	3	1	1	2	5	5
滋賀県流域治水基本方針の策定	8	4	2	1	2	1
再生可能エネルギー政策の推進	1	5	1	3	1	5
広域的取組みに対する県と市町の連携	1	0	1	3	7	5
市有地及び県有地の取り扱い	0	0	2	9	7	1
重症心身障害児(者)に対する支援	1	0	2	3	7	1
生徒指導教員等の配置の充実	1	1	1	3	5	5
原子力防災対策	1	2	2	3	4	1
国出先機関改革と関西広域連合	1	4	1	3	2	5

第11回滋賀県自治創造会議 懇談テーマの趣旨(概要)

テーマ1「滋賀県流域治水基本方針の策定について」

アンケート整理番号

滋賀県流域治水基本方針の策定について

提 案

県

提

案

野

洲

市

滋賀県流域治水基本方針(案)の策定経過については、今まで、流域治水検討委員会(住民 会議)や流域治水検討委員会(学識者部会)での議論を提言として受け、基本方針の内容に反 映させ、琵琶湖流域治水推進部会や流域治水検討委員会(行政部会)で議論を深めてきたとこ

昨年6月8日の常任委員会でパブリックコメントの意見とそれに対する県の考え方について報 告したが、委員から議会の議決事件にすべきでないかとの意見が出され、7月19日の議会運営 委員会で議決事件として決定された。

このことを受け、9月議会で基本方針策定の目的と概要を報告し、11月議会の審議を経ての 策定を目指したが、11月議会で市町の首長の十分な理解が得られていないことなどを理由に 継続審議案件となった。

以上の経過を受け、自治創造会議の場で、基本方針(案)について説明をさせていただき、意 見交換を行いたい。

滋賀県流域治水基本方針(案)について

滋賀県流域治水基本方針(案)については、土地利用規制をはじめとする以下の点において 問題があると考える。

土地利用規制について、県は都市計画法に基づく基準で既に規制されているため新たに規 制するものではなく、また、市町のまちづくりを阻害するものではないとしているが、通達では 「適正な市街化区域の設定上支障があると認められるときは、必要な措置を検討した上で市街 化区域に含められる。」との例外規定を設けて、土地利用規制がまちづくりを阻害する可能性を 想定している。しかし、方針(案)では通達の例外規定を省略して規制部分のみが援用されてい るため、今後条例化されることも勘案すると、法の趣旨を逸脱した制度となることが懸念される。

財源措置が伴わず、市町の権限や自主性を損なうことが懸念される行動規定が随所に見ら れる。例えば、「4水害にそなえる対策・(4)水害に強い体制の整備・4)自主防災組織の体制整 備」(P31)において、「市町は、資機材の整備などに対して助成すること」などが規定されている が、これらは本来地域の状況に応じて市町が判断すべき事項であり、財源措置もないままに県 の方針や条例に定めるのはいかがなものかと考える。

県は7市町のみが参加する行政部会と作業チームであるワーキンググループでの議論を 以って十分な説明を果たしたとしているが、いずれも決定権を持った各市町の代表ではないと 考える。市町長に対して方針(案)の全容を説明する機会が何度もあったと思われるにもかかわ らず、事務レベルでの協議のみをもって市町への説明責任を果たしたというのは、市町との対 話を重視する立場を取る滋賀県の姿勢としていかがなものかと考える。

以上のことから、もっと時間をかけて慎重に地域の視点に立った議論をすることが必要である と考える。

滋賀県流域治水基本方針の策定について

提 案 守 Ш

治水対策については現在「滋賀県流域治水基本方針」の策定作業が進められているところで あるが、治水対策の迅速な実施とともに地域毎の実情が充分反映されたものになるよう、以下の 事項について市町と意見交換がされるよう願いたい。

- (1)治水対策上、まずは「川の中」の対策が重要であることから、 県として河川整備の充実と迅速 な実施を図ること。
- (2)「治水の安全度」の評価において、その前提となる降水量等の設定条件を明確にするととも に、現在用いている「中央集中型ハイエンドグラフ」以外の方法についても比較検討する必要が あること。また、設定条件においては琵琶湖の水位設定についても明確にする必要があること。 (3)土地利用や建築規制に関する事項については、まずは県として規制に対する助成のあり方 を示すとともに、地域の実情に応じた市町による規制が可能となる仕組みが必要であること。

「県と基礎自治体の協議の場の設置」に関する条例の制定について

昨今の県政において、流域治水、びわこ学園特別加算、原発対策、幼児一時保育無料券、 県立高再編等など、市町や市民に大きな影響を及ぼす政策について、県独自の協議統治システムにより進められ混乱を招いたり、市町への協議、説明を十分に行うことなく、マスコミ報道が 先行したりするなどの事例が見受けられる。

当然のことながら、県と市町は対等の関係であり、それぞれの役割を果たしながら、協働による取り組みを行わなければならない。そのためにも、基礎的な地方自治に影響を及ぼす県の政策の企画・立案、並びに実施については、関係団体(地方四団体)の長が協議を行うことにより、地域住民の直接的窓口である基礎自治体優先の原則、並びに近接及び補完性の原理の徹底を図る必要がある。

現在、県が企画・立案する政策の多くを基礎自治体(執行自治体といわれる所以がそこにある。従って執行自治体から政策自治体への転換を図らねばならない。)が実施しているが、立案される政策は画一的であり現場の実態との間にずれが生じ、多くの無駄(例:流域治水基本方針が市町と十分な調整ができていなかったために、県議会において継続審議となった。)、矛盾(例:びわこ学園特別加算において、通所施設の支援を先行して行ってきた自治体が不利益ともなる。)、手戻り(例:原発に関する要望において、市町との調整不足により国に対しての要望ができなかった。)を発生させている。

今後、施策立案段階から県と基礎自治体が緊密に連携し、行政の無駄を省き効果的な施策の制度化を図るためにも、「県と基礎自治体の協議の場の設置」に関する条例化は必要不可欠であると考える。

滋賀県と市町の関係改善について

平成12年の地方分権の推進に関する関係法律の整備等に関する法律に伴う地方自治法改正により、国と地方の関係が従来の上下主従から対等協力の関係に大きく転換したことと合わせて、都道府県と市町村の関係も上下主従から対等協力の関係に変わりました。以来、12年。滋賀県が県内市町を見る目は、いまだにパターナリズム(家父長主義)そのものであり、県が右といえば市町は右を向くはずという先入観で県内の政策を動かし、そのたびにコンフリクト(紛争)を起こしています。その結果、なにごともなければよいのですが、住民に大きなマイナスを与えていることについては、政治に携わる者としてまことに慙愧に耐えないところです。12年といえば、義務教育プラス高等学校教育を終えるだけの期間を経たにもかかわらず、近年においても、年中行事のように毎回同じ過ちを繰り返していることについては、学習能力をどこまで期待するべきか困惑していますが、こうした難点は、システムを組み立てることによりある程度解消されるものと考えます。

そのため、このような自治体間コンフリクトを抑止する制度として、平成22年から滋賀県自治創造会議を年4回の定例化し、調整の場の設定にスケジュールとしての予見可能性を与えることで、事前の調整を可能にしたつもりでした。しかし、自治創造会議は会議時間を3時間に限定され、課題も3題を知事と19市町長の投票により選ぶこととされたことで、3ヶ月スパンの調整の場に、コンフリクトが予見されるすべての政治外交課題が提出できない状態となっています。

県議会・市町議会の会期の合間に必ず自治創造会議の日程があることは、それぞれの首長が政治家として、自治創造会議での合意事項についてそれぞれの議会で承認を求めるために有効であり、本来であれば、3ヶ月スパンで予見されるすべての政治外交課題を上程し、忌憚のない議論と合意形成を行うことが望ましいところです。

そのため、自治創造会議のあり方を見直し、終日の会議とするとともに、現在のように懇談会のような合意ができたかどうかわからないような会議ではなく、事前の事務方による会議や副知事・副市町長による調整会議を有効に機能させ、自治体外交の舞台として合意形成を主眼においた会議に衣替えすることを提案します。

もし、現在のような懇談会形式の自治創造会議の継続を望む首長が多いのであれば、国と地方の協議の場を設けた国政レベルと同じように、県政レベルにおいても、近江八幡市長が提案した「県と市町の協議の場を県条例により設置すること」が必要であると思います。協議の場の構成員として、知事・副知事、市長会正副会長、町村会正副会長を想定し、議事を公開するとともに議事録を作成し、議事録は滋賀県議会に報告されることとしてはどうでしょうか。

これ以外にも、滋賀県と市町の意思疎通、合意形成、関係改善に資する制度のあり方につい て真摯な議論を交わすべきであると考え、自治創造会議のテーマとして提案します。

【提案】湖南台

【提案】守山市

滋賀県においては原発事故で全国的に原子力発電所の再稼動が困難であるなか、エネルギーを地産地消する基盤づくりを進めるため、2012年度に太陽光や水力など多様な再生可能エネルギーの導入を支援する戦略プランを策定される予定である。

そのような中、県内で普及が進んでいる住宅用太陽光発電システムの更なる拡大を目指し、引き続き県としての支援策を講じることや太陽光発電システムの公共施設、事業所等への設置促進のための方策、更には再生可能エネルギーの導入促進だけでなく、関連する産業、研究機関等によるクラスターの形成促進とそのための企業等の誘致に向けた積極的な方策を盛り込むことで、産業振興や雇用促進へと波及する、より戦略的なプランになるよう、市町との議論を深められたい。

また、地域グリーンニューディール基金事業が今年度で終了するなか、県内における再生可能エネルギー導入の加速的な促進を図るため、新たに県独自の施策を展開するなど、更なる環境整備に努められたい。